

○大雪消防組合火災予防規程

〔平成26年4月1日〕
訓令第3号

改正 平成28年3月28日訓令第1号

改正 平成30年3月26日訓令第1号

大雪消防組合火災予防施行規程(平成12年大雪消防組合訓令第3号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 一般予防事務

第1節 意見書等の交付（第5条～第7条）

第2節 防火管理（第8条～第18条）

第3節 屋外催しに係る防火管理（第19条・第20条）

第4節 建築同意（第21条～第24条）

第5節 消防用設備等（第25条～第27条）

第6節 指定防火対象物の届出等（第28条～第31条）

第7節 広報（第32条・第33条）

第8節 火災予防（第34条～第36条）

第3章 査察

第1節 通則（第37条～第42条）

第2節 査察の執行（第43条～第52条）

第4章 火災警報（第53条）

第5章 雑則（第54条～第57条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、火災予防上必要な事務処理について定めるものとする。

（法令の略称）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる法令の略称は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）法 消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- （2）政令 消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- （3）省令 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- （4）条例 大雪消防組合火災予防条例（昭和48年大雪消防組合条例第17号）をいう。
- （5）規則 大雪消防組合火災予防条例施行規則（昭和52年大雪消防組合規則第7号）をいう。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）査察 消防対象物の火災を予防するため、法第4条又は法第16条の5の規定による立

入検査等を行い、当該対象物の不備欠陥事項等について必要な措置を講じ、火災危険の排除を促すことをいう。

- (2) 政令対象物 政令第6条に定める対象物をいう。
- (3) 指定防火対象物 政令対象物のうち条例第50条の2に定める防火対象物をいう。
- (4) 危険物製造所等 法第10条の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。
- (5) 少量危険物貯蔵取扱所 危政令別表第3で定める数量（以下「指定数量」という。）の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。
- (6) 指定可燃物貯蔵取扱所 条例別表第8で定める数量以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。
- (7) 一般対象物 個人の住居（政令対象物内に存するものを含む。）をいう。
- (8) 査察対象物 第2号から前号までに定めるものをいう。
- (9) 危険物施設等 第4号から第6号までに掲げるものを総称したものをいう。
- (10) 査察員 査察に従事する消防職員
（指導及び調整）

第4条 警防課長（以下「課長」という。）は、予防事務の執行について指導及び調整をするものとする。

第2章 一般予防事務

第1節 意見書等の交付

（意見書の交付）

第5条 消防長又は消防署長（以下「署長」という。）は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第36条第1項又は第37条の2第1項の規定による許可申請書に添付する意見書の交付申請を受けたときは、書類審査及び調査を行い、意見書（別記様式第1号）に必要な事項を記載し、交付するものとする。

（通知書等の交付）

第6条 消防長又は署長は、旅館業、公衆浴場業及び興業場等営業の許可申請に係る防火安全に関する事項について消防法令適合通知書交付申請書（別記様式第2号の1）を受けたときは、当該防火対象物について調査を行い、消防法令に適合していると認められる場合は、消防法令適合通知書（別記様式第2号の2）を交付するものとする。

2 旅館、ホテル等の防火安全に関し、旅行関係者（個人は除く。）から照会があったときは、立入検査等の結果に基づき、旅行関係者からの照会に対する回答書（別記様式第3号）により回答するものとする。

3 消防長又は署長は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項又は同条第4項の規定にする届出に添付する通知書の交付申請書（別記様式第2号の3）を受けたときは、当該防火対象物について調査を行い、消防法令に適合していると認められる場合は、消防法令適合通知書（別記様式第2号の4）を交付するものとする。

（証明）

第7条 消防長又は署長は、関係者からの申出による煙突検査証明願（別記様式第4号）その他諸証明願等（別記様式第5号）を受け付けたときは、それぞれ必要な調査又は検査を行い交付するものとする。

第2節 防火管理

第8編 業務（大雪消防組合火災予防規程）

（防火管理体制の確立）

第8条 署長は、法第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない防火対象物、法第8条の2第1項の規定により統括して防火管理を行わなければならない防火対象物の実態を常に把握し、防火管理業務が適正に行われるよう努めなければならない。

（防火管理講習）

第9条 消防長は、防火に関し必要な業務を遂行するとともに、円滑な運営を図るため必要に応じ防火管理のための講習（以下「防火管理講習」という。）を行うものとする。

（防火管理講習の種別）

第10条 前条に定める防火管理講習は次の各号に定めるものとする。

- （1）甲種防火管理講習 政令第3条第1項第1号に規定する講習をいう。
- （2）乙種防火管理講習 政令第3条第1項第2号に規定する講習をいう。

（甲種防火管理講習の分類）

第11条 前条第1号に定める甲種防火管理講習は、省令第2条の3第1項に規定する「甲種防火管理新規講習」及び「甲種防火管理再講習」とする。

（防火管理講習の実施）

第12条 消防長は、あらかじめ防火管理講習の実施計画を策定するものとする。

2 防火管理講習を開催するときは、その旨を告示し、関係者に通知するものとする。

（受講申請）

第13条 消防長は、防火管理講習を受講しようとする者に対し、防火管理講習受講申請書（別記様式第6号）を提出させるものとする。

2 前項の申請を受けたときは、次条に規定する受講資格の適否について審査し、受講者名簿を作成するものとする。

3 前項の審査の結果、受講資格を有し、相当であると認める者に対して受講票（別記様式第7号）を交付し、不相当であると認める者については、その理由を明らかにして申請者にその旨を通知するものとする。

（受講資格）

第14条 防火管理講習を受講できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）政令第1条の2第3項に規定する防火対象物の管理について権原を有する者が適任と認める者
- （2）前号に該当する者のほか消防長が適当と認めた者

（講師）

第15条 防火管理講習の講師は、消防長が指名するものとする。

（修了証の交付）

第16条 消防長は、防火管理講習受講者が全課程を修了し、適当と認めた者に対して省令第2条の3第5項に規定する修了証を交付し、防火管理講習修了証交付台帳（別記様式第8号）に記載するものとする。

（修了証の再交付等）

第17条 消防長は、修了証を紛失し、破損し、汚損し、又は内容変更した者から再交付の申出があったときは、防火管理講習修了証再交付申請書（別記様式第9号）に身分を示す証明書を確認又は添付して提出させ、再交付を行うものとする。この場合において、交付

する修了証には、再交付であることを明示するものとする。

（火元責任者）

第18条 署長は、指定防火対象物の管理について権原を有する者に対し、防火管理者のもとに用途、棟、階又は必要な区分ごとに火元責任者を置くよう指導するものとする。

2 防火管理者を置かない指定防火対象物にあっては、当該対象物の管理について権原を有する者に対し、火元責任者を定めるよう指導するものとする。

3 前2項の火元責任者が置かれたときは、指定防火対象物の担当箇所の出入口等見やすい場所に火元責任者名を明記した表示板を掲げるよう指導するものとする。

第3節 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第19条 大規模な催しとして条例第49条の2第1項に規定するものは、次に掲げるものとする。

（1）大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、一日当たりの人出予想が10万人を超えるもの

（2）露店等の出店数が100店舗を超えるもの

（3）第1号に掲げる場所については、大規模な催しが開催された実績を踏まえ告示で定めるものとする。

2 大規模な催しとして条例第49条の2第3項の規定による指定催しを指定したときは、当該指定催しを主催する者に対し、指定催しの指定通知書（別記様式第10号）により通知するとともに、公示しなければならない。

3 前各項の告示又は公示は、消防署の掲示板及び構成町のホームページ等を用いるものとする。

（屋外催しに係る防火管理）

第20条 署長は、条例第49条の3第1項各号に規定する火災予防上必要な業務に関する計画について、次の事項を記載させるものとする。

（1）第1号の規定に基づき、防火担当者及び火災予防上必要な業務について従事する者を定めるとともに、業務を実施する体制として業務分担、活動の範囲その他必要に応じて、内部組織の設置等に関すること。

（2）第2号の規定に基づき、対象火気器具等の使用や危険物の取扱いの有無や場所、態様について、催しを開催する日までに把握する方法や催し当日において、それらを確認するための方法等に関すること。

（3）第3号の規定に基づき、指定催しを主催する者があらかじめ、把握した対象火気器具等や危険物と客席を近接させない等、火災予防上の安全に配慮した会場の配置計画や催し当日における会場の配置を確認するための方法等に関すること。

（4）第4号の規定に基づき、指定催しを主催する者があらかじめ、把握した対象火気器具等に対する消火器その他の消火準備の計画や催し当日における消火準備の有無を確認するための方法等に関すること。

（5）第5号の規定に基づき、催しの会場において警備等を行う消防、警察、警備会社等の実態に応じ、催しの主催者として確保する必要がある火災時の初動体制に関すること。

（6）第6号の規定に基づき、第1号から第5号に規定するもののほか、計画に変更が生じ

た際の消防機関との情報共有の方法等、催しの実態に応じ火災予防上必要な業務に関すること。

第4節 建築同意

（同意）

第21条 法第7条の規定により同意を要する建築物確認申請書（計画通知、建築設備及び工作物に関する申請を含む。以下「同意書類」という。）は、署長が同意するものとする。ただし、法第8条の2の2に該当する防火対象物、大規模防火対象物及び特に重大と思われるものにあつては、その経過について消防長に報告するものとする。

（同意の事務処理）

第22条 署長は、同意書類を受けたときは、建築同意受付簿（別記様式第11号）に、それ以外の申請を受けたときは、住宅等同意表（別記様式第12号）に所定の事項を記載したうえ、必要な調査及び審査を行い、所定の期間内に当該行政庁又は指定確認検査機関（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第6条の2第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

2 前項に定める同意事務の審査結果については、建基法第93条第2項の規定に基づく同意書（別記様式第13号）、又は建基法93条第2項の規定に基づく同意できない旨の通知書（別記様式第14号）より当該行政庁又は指定確認検査機関に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、計画通知書にあつては当該通知書の該当欄に、同意の場合は「了承」、不同意の場合は「不了承」とそれぞれ表示するものとする。

4 同意書類の内容が、消防用設備等の設置が必要とするものにあつては、消防用設備等設置計画届出書（以下「設置計画書」という。）を提出させるものとする。

5 前項において設置計画書の提出がされていないときは、消防同意期限内に設置計画書を提出するよう消防用設備等設置計画届出通知書（別記様式第15号）により申請者に通知するものとする。

6 前項の通知にもかかわらず、消防同意期限内に設置計画書が提出されないときは、同意を与えないものとする。ただし、遠隔地その他やむを得ない事情により遅延の理由が明らかであると認めるときは、この限りでない。

7 同意書類の審査又は調査については、次の各号に掲げるものとする。

（1）建築物確認申請書にあつては、建築同意審査基準表（1）（別記様式第16号）及び建築同意審査基準表（2）（別記様式第17号）に基づき行い、建築同意調書（別記様式第18号）に必要事項を記載するものとする。

（2）許可申請書にあつては、建築同意調書に必要事項を記載するものとする。

（3）前各号に定めるもの以外の建築申請にあつては、第1項の住宅等同意表に必要事項を記載するものとする。

8 建築物確認申請書の内容に応じ、消防用設備等適用通知書（別記様式第19号）により消防上必要な事項を申請者に通知するものとする。

（仮使用承認等の回答）

第23条 消防長は、建基法第7条の6による仮使用の承認又は建基法第90条の3による安全上の措置等に関する計画届出（以下「仮使用承認等」という。）について、建築主事から承認等の適否について意見を求められたときは、審査及び検査を行い回答書に必要な事項

を記載し建築主事に回答するものとする。

（仮使用承認等の事務処理）

第24条 前条の仮使用承認等を受け付けたときは、仮使用承認等受付簿（別記様式第20号）に必要事項を記載するものとする。

第5節 消防用設備等

（届出書の審査）

第25条 署長は、設置計画書、条例第50条第2項に規定する消防用設備等工事着手届出書（以下「着手届」という。）、法第17条の14に規定する工事整備対象設備等着工届出書（以下「着工届」という。）及び法第17条の3の2に規定する消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（以下「設置届」という。）を受け付けたときは、消防用設備等（特殊消防用設備等）受付簿（別記様式第21号）に必要事項を記載し、審査するものとする。

2 前項により審査した結果、不備事項については口頭又は消防用設備等（特殊消防用設備等）是正通知書（別記様式第22号）により届出人に是正させるものとする。

（完成検査）

第26条 署長は、法第17条の3の2の規定により消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査を行うときは、関係者との連携を密にし、細心の注意をもって実施しなければならない。

2 前項の検査の結果、法第17条の技術上の基準（以下「設備等技術基準」という。）に適合していると認めるときは、省令第31条の3第4項に定める検査済証の交付手続を行うものとする。

3 第1項の検査の結果、設備等技術基準に適合していないときは、関係者に対して口頭又は消防用設備等（特殊消防用設備等）改善通知書（別記様式第23号）により速やかに改修するよう通知するものとする。

（特例基準の運用）

第27条 消防長又は署長は、政令第32条の規定により消防設備等の技術基準を適用しないときは、消防用設備等基準適用除外申請書（以下「除外申請書」という。）（別記様式第24号）を2部提出させるものとする。

2 前項の除外申請書を受け付けたときは、内容を確認し、意見を付して交付するものとする。

第6節 指定防火対象物の届出等

（使用開始等の届出の受理）

第28条 署長は、条例第50条の2による防火対象物の使用開始等の届出を受け付けたときは、規則第8条により各種届出受付台帳（別記様式第25号）に所定の事項を記載し、指定防火対象物台帳（当該防火対象物に関係ある一切の書類を編纂した台帳）以下同じ。）に編纂するものとする。

（指導書の交付）

第29条 署長は、前条の届出を受け付けたものについて、火災予防上必要な措置を要すると認めるときは、所有者、管理者、または占有者（以下「関係者」という。）に対して、口頭又は立入検査結果通知書（別記様式第26号）を交付するものとする。

2 前項の立入検査結果通知書についての交付に際しては、関係者から不備欠陥事項改修等（計画）回答書（別記様式第27号）の提出を求めることができる。

第8編 業務（大雪消防組合火災予防規程）

（法令等に基づく届出の処理）

第30条 消防長又は署長は、法令等に基づく各種届出を受け付けたときは、各種届出受付台帳に必要事項を記載し、必要に応じて現場調査を行うものとする。

2 前項の調査により指導事項があった場合は、必要な措置を講じなければならない。

（未届事項の措置）

第31条 消防職員は、関係法令等に基づく届出及び申請を必要とする事項を発見し、又は聞知したときは、速やかに未届事項発見指導通知書（別記様式第28号）により届出等を指導しなければならない。

第7節 広 報

（広報）

第32条 署長は、管轄区域を対象にあらゆる広報媒体などを活用して積極的に広報を行わなければならない。

（現場広報）

第33条 消防長又は署長は、火災、爆発その他の災害の現場において、災害の現況その他必要な事項を住民及び報道機関その他関係機関に広報するものとする。

第8節 火災予防

（火災予防運動）

第34条 課長又は署長は、住民の防火意識の向上を図るため、あらゆる機会をとらえて効果的な火災予防運動を実施しなければならない。

（事業所等の防火指導）

第35条 課長又は署長は、指定防火対象物及び危険物施設等の管理について権限を有する者に対し、防火管理者、危険物取扱者及び危険物施設保安員、消防設備士その他の従業員により、自主的に防火活動を行うよう指導しなければならない。

（住民の防火指導）

第36条 課長又は署長は、町内会及び婦人（女性）防火クラブその他団体組織を通じ、自主的に防火活動を実践するように指導しなければならない。

第3章 査 察

第1節 通 則

（査察計画）

第37条 消防長は、査察の方針指導重点項目期間等を定め、課長及び署長に通知するものとする。

2 前項の規定により、課長及び署長は、管轄区域に応じた具体的な査察計画を樹立しなければならない。ただし、予定できないものにあつては、その都度査察計画を樹立するものとする。

3 査察員は、前項の査察計画に基づいて査察を実施し、その期間内の査察を完了するよう努めるものとする。

（査察の種類）

第38条 査察の種類は、次の各号に掲げるものとする。

（1）定期査察 指定防火対象物及び危険物施設等について定期的に行う査察をいう。

（2）特別査察 消防長が火災予防上特に必要と認めた場合に行う査察をいう。

第8編 業務（大雪消防組合火災予防規程）

- (3) 緊急査察 火災予防上緊急を要すると認められた場合に行う査察をいう。
- (4) 確認査察 第1号から第3号に掲げる査察の結果に基づく指導、警告又は命令に係る事項についてその履行を確認する査察をいう。
- (5) 随時査察 関係法令に基づく申請及び届出等又は、投書、陳情並びに一般住宅等に係る査察をいう。

（査察の実施）

第39条 定期査察は、第37条第2項の査察計画に基づき実施するものとする。ただし、特別査察を実施したときは、当該特別査察を定期査察に代えることができる。

2 特別査察は、消防長がその都度実施計画及び実施要領を課長又は署長に示し、実施させるものとする。この場合において課長又は署長は、実施結果を消防長に報告しなければならない。

3 緊急査察、確認査察及び随時査察は、課長又は署長がその都度査察計画を示し、査察員に命じて実施するものとする。

（査察台帳の作成）

第40条 課長及び署長は、査察対象物の査察台帳を作成するものとする。

（防火対象物等関係資料）

第41条 前条の査察台帳には、次に掲げる防火対象物及び危険物施設等関係資料を添付するものとする。

(1) 防火対象物

- ア 建物図面
- イ 消防用設備等設置図
- ウ 消防用設備等設置状況等
- エ 査察（指導）経過簿
- オ 立入検査結果通知書等
- カ その他関係資料

(2) 危険物施設等

- ア 製造所等関係図
- イ 消防用設備等設置図
- ウ 査察（指導）経過簿
- エ 立入検査結果通知書等
- オ その他関係資料

（査察台帳の管理）

第42条 課長及び署長は、査察台帳の記載事項に変更が生じたときは、これを訂正し、常に職務に資し得るよう管理しなければならない。

第2節 査察の執行

（査察執行の心得）

第43条 査察員は、常に査察執行上必要な知識の習得及び査察技術の向上に務め、査察に当たっては、法第4条又は、法第16条の5の規定に基づくほか、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 制服を着用し常に清潔端正であること。ただし、特殊な事情等により消防長の許可を

得た場合は、この限りでない。

- (2) 関係者、防火管理者、危険物保安監督者その他責任ある者の立会を求めて行なうこと。
- (3) 態度を厳正にし、言動を慎しみ、懇切丁寧を旨とし相手に対し不快の念を与えないこと。
- (4) 正当な理由なくして立入若しくは検査を拒み、妨げ、又は忌避する者があつた場合は、査察の要旨を説明し、なおかつ応じない場合は、その旨を署長に報告し、指示を受けること。
- (5) 査察結果は、火災予防上の理由を明らかにし、防火設備その他の関係事項について関係者に示すこと。
- (6) 関係者の民事的紛争に関与しないこと。

（査察の執行要領）

第44条 査察は、火災予防、出火危険、延焼拡大危険及び人命危険の排除を主眼とし、査察の区分及び防火対象物の状況に応じ、次の各号に定める位置、構造、設備及び管理の状況その他防火管理の状況等について行うものとする。

- (1) 建築物その他の工作物
- (2) 火気使用設備及び器具
- (3) 電気施設及び器具
- (4) 消防用設備等
- (5) 危険物施設等並びに圧縮アセチレンガス、液化石油ガス及び放射性物質等の施設
- (6) 防火管理及び危険物の保安監督状況
- (7) 消防計画並びに各種消防訓練実施状況及び報告
- (8) 消防用設備等の点検及び結果報告
- (9) 消防用設備等の維持台帳の記録
- (10) 危険物製所等の定期点検、点検記録表の作成及び保存
- (11) 避難管理状況
- (12) その他必要と認める事項

2 前各号に定めるもののほか、警防活動面についても配慮しなければならない。

（通告書）

第45条 法第4条第3項及び法第16条の5の規定により立入検査の通告に文書を用いるときは、立入通告書（別記様式第29号）によるものとする。

（立入検査結果通知書の交付）

第46条 査察員は査察を行った結果、不備欠陥事項があると認めたとき、又は火災予防上必要があると認めたときは、関係者に対して口頭指導又は立入検査結果通知書により通知し改善させるものとする。

（不備欠陥事項の処理）

第47条 前条の規定による不備欠陥事項の改善内容については、不備欠陥事項改修等（計画）報告書（別記様式第30号）により報告させるものとする。ただし、内容が軽易なものにあつては、口頭により報告させることができる。

（不備欠陥事項の確認、調査等）

第48条 署長は、前2条の規定により処理した査察結果について、査察員に確認又は、調

第8編 業務（大雪消防組合火災予防規程）

査をさせるとともに必要な措置を講じなければならない。

（違反処理）

第49条 前条の必要な措置を講じてもなお不備欠陥事項の改善が履行されない場合で、特に強力な措置を必要と認めたときは、大雪消防組合違反処理規程（平成19年大雪消防組合訓令第16号）により処理するものとする。

（査察結果報告）

第50条 査察員は、査察終了の都度その結果を立入検査結果通知書又は査察（指導）経過簿により署長に報告しなければならない。

（違反公表に係る通知）

第51条 条例第55条第2項に規定する通知（様式第30号の2）は、公表予定日の7日前までにしなければならない。

（違反公表の削除）

第52条 消防長又は署長は、条例第55条第1項に規定する消防用設備等の違反に係るものについて、条例第50条により設置等の届出を受けた場合は、遅滞なく規則第10条第2項に規定する公表事項を削除しなければならない。

第4章 火災警報

（火災警報の発令）

第53条 法第22条第3項に規定する火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発する火災の予防上危険であると認める気象条件は、次の各号の一に該当する場合に管理者が発令するものとする。

（1）実効湿度が60パーセント以下で最少湿度が30パーセント以下であり、かつ、平均風速が10メートル以上のとき又は10メートル以上になる見込みがあるとき。

（2）平均風速17メートル以上の風が継続して1時間以上吹く見込みがあるとき。

2 消防長は、火災警報が発令されたときは、住民に周知を図るとともに、署長に警戒態勢を整えさせ、火災の予防に努めなければならない。

3 管理者は、火災警報を発令した後、気象状況の変化により火災予防上危険がないと認めるときは、火災警報を解除するものとする。

第5章 雑則

（違反建築物の措置）

第54条 署長は、建築関係法令違反のうち管理的な違反に該当する事案以外のものについて、発見又は報告を受けた場合は、違反建築物通知書（別記様式第31号）により関係行政機関に通知し、その是正措置について回答を求めるものとする。

（危険物事故の処理）

第55条 課長又は署長は、危険物事故の報告及び通報を受けたときは、速やかに必要な対策を講じ、消防長に報告するとともに、関係機関に連絡しなければならない。

2 署長は、少量危険物施設の事故が発生した場合、少量危険物施設事故報告書（別記様式32号）により消防長に報告するものとする。

（相談等の処理）

第56条 課長又は署長は、住民から火災予防に関して、相談、意見又は陳情等があったときは、速やかに実情を調査し、適切に処理するとともに、その結果を公聴処理簿（別記様

第8編 業務（大雪消防組合火災予防規程）

式第33号）に記録しなければならない。

- 2 前項の規定により、特に重要と認められるものについては、消防長に報告しなければならない。

（その他）

第57条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、大雪消防組合火災予防施行規程（平成12年大雪消防組合訓令第3号）の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、当麻消防署、比布消防署及び愛別消防署において、上川中部消防組合火災予防規程（平成6年上川中部消防組合消防訓令第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月28日訓令第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日訓令第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第51条、第52条の規定は平成31年4月1日から施行する。

別記様式第2号の1（第6条関係）
消防法令適合通知書交付申請書

	年	月	日
<p>(消防長又は消防署長) 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">申請者</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">氏 名 ㊟</p> <p style="margin-top: 20px;">下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p> <p>1 名 称 (旅館又はホテルの名称)</p> <p>2 所 在 地 (旅館又はホテルの所在地)</p> <p>3 申請理由区分</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規定による営業許可</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条の規定による構造又は設備の変更等の承諾、届出</p>			
整理番号		交付番号	
受理番号		交付年月日	

別記様式第2号の2（第6条関係）

消防法令適合通知書

					交付番号第号
					年月日
				様	
				大雪消防組合	
					印
				年 月 日	
				付	
				け	
				で	
				交付申請のあった下記の旅館又はホテルにつ	
				いては、消防法令に適合していると認め、通知します。	
				記	
				1 名 称	(旅館又はホテルの名称)
				2 所在地	(旅館又はホテルの所在地)
				3 申請者	
				4 立入検査実施日	年 月 日
				5 申請理由区分	
				ア	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業許可
				イ	旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出
				ウ	国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録
				エ	国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
				オ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規定による営業許可
				カ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
				6 備考	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号の3（第6条関係）

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

（消防長又は消防署長） 殿

申請者

住所

氏名

印

連絡先

下記の届出住宅の部分について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名称（届出住宅の名称）

2 所在地（届出住宅の所在地）

3 届出住宅に関する事項等

（1）面積

届出住宅が存する防火対象物の延べ面積（㎡）	届出住宅部分の床面積（㎡）	宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室）の床面積の合計（㎡）

（2）その他の事項

- 住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在（住宅宿泊事業法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）とならない

4 申請理由

- 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出
- 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第4項の規定による届出

※受付欄

※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 該当する場合は、□にチェックを入れること。

3 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項又は第4項の規定による届出書又は当該届出書に添付することを予定している書類を確認する場合や当該書類の写しの提出を求める場合があります。

4 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第2号の4（第6条関係）

消防法令適合通知書

交付番号第 号
年 月 日

様

（消防長又は消防署長） 印

年 月 日付けで交付申請（別添）のあった下記の届出住宅の
部分については、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

- 1 名称（届出住宅の名称）
- 2 所在地（届出住宅の所在地）
- 3 申請者
- 4 立入検査実施日 年 月 日
- 5 申請理由
 - 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出
 - 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第4項の規定による届出
- 6 備考

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第7条関係）

煙 突 検 査 証 明 願

年 月 日		
大雪消防組合 様		
届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ (印)		
下記の煙突について検査し証明願います。		
設 置 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
構 造 及 び 基 数		基
そ の 他		
※ 検 査 欄	年 月 日	年 月 日
	検 査 の 方 法	
	検 査 意 見	
	検 査 員 職 氏 名	
※受 付 欄		※ 処 理 欄
		※ 手 数 料 欄
		第 号 上記のとおり証明する。 年 月 日 大雪消防組合 (印)

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

第8編 業務（大雪消防組合火災予防規程）

別記様式第5号（第7条関係）

証 明 願

年 月 日		
大雪消防組合		
様		
申請者		
住 所 _____		
氏 名 _____ (印)		
職 業 _____		
1. 使用目的 又は提出先		必要枚数 枚
2. 申請人と証明 内容との関係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他（ ）	
3. 証明内容		
※ 受付欄	※ 処 理 欄	※ 手数料欄
	第 号 上記のとおり証明する。 年 月 日 大雪消防組合 (印)	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 代理人の場合は、委任状を添えて申請してください。
 3 3欄は、該当するものを○で囲んでください。
 4 ※印の欄は、記入しないで下さい。

別記様式第6号（第13条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">種防火管理 講習受講申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">大雪消防組合 消防長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">申請者 住 所 氏 名 電 話</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">⑩</p> <p style="margin: 0;">上記防火管理者講習を受講いたしたく申請いたします。</p>		
受 講 者	住 所	〒
	ふりがな 氏 名	(電話)
	生 年 月 日	年 月 日生
受 講 者 勤 務 先	所 在 地	〒
	名 称	(電話)
	職 務 の 地 位	
再 講 習 受 講 者	講 習 受 講 暦	講習種別 甲種防火管理 講習
	(前回の受講について)	講習年月日 年 月 日
	防 火 管 理 者 選 任 年 月 日	年 月 日 選任
文書の送付先		※ 摘 要
1. 自宅 2. 勤務先 3. その他 (番号に○を記入)		※受 付 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 甲種防火管理再講習受講者は前回受講した講習の修了証写しを添付すること。
- 3 ※の欄は記入しないこと。

別記様式第7号（第13条関係）

受 講 票

※番 号	
------	--

※ 1 日	※ 2 日

受 講 者	住 所	
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日生
勤 務 先	所 在 地	
	名 称	

注) ※の欄は記入しないで下さい。

お 知 ら せ

- 1 講習会日 月 日（ ） ・ 月 日（ ）
- 2 受付・講習時間
 1日目（日） 受付： 時 分～講習： 時 分～ 時 分
 2日目（日） 受付： 時 分～講習： 時 分～ 時 分
- 3 受講票の記入事項は、修了証に記載されますので、楷書で明確に記入して下さい。
- 4 受講票は、必ず持参し、受付に呈示して下さい。
- 5 受付を終わりましたら受講票と同じ番号の席に座って下さい。
- 6 当日の携行品は、筆記具、ノート等です。
- 7 講習に必要なテキスト等は、会場で配布します。

第8編 業務（大雪消防組合火災予防規程）

別記様式第9号（第17条関係）

防火管理講習修了証再交付申請書

年 月 日	
大雪消防組合 消防長 様	
申請者	
住所 _____	
氏名 _____ (印)	
電話 _____	
生年月日 年 月 日生	
講習実施機関	
交付年月日	年 月 日
交付番号	第 号
再交付理由	紛失・破損・汚損・内容変更・その他（ ）
身分証明書	運転免許証・パスポート・健康保険証 写真付住民基本台帳カード・その他（ ）
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 再交付理由の欄は、該当する事項に○印をすること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第10号（第19条関係）

指定催しの指定通知書

第 号
年 月 日

様

大雪消防組合

㊞

大雪消防組合火災予防条例第49条の3の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

(教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第13号（第22条関係）

契 印	①	第	号
	②	年	日
		月	
建築基準法第93条第2項の規定に基づく同意書			
③ ○○○○振興局建築主事 様			
大雪消防組合			
④ ○○消防署長			
⑤			
下記の計画は、建築物の防火に関する法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反しないものであると認められますので、同意する旨通知します。			
記			
1	建築主、設置者又は築造主	⑤	
2	申請年月日	⑥	
3	建築場所、設置場所又は築造場所	⑦	

- ① 消防同意書類受付整理簿の文書番号及び文書登録番号(受付番号と同じ。)を記入する。
- ② 通知する年月日を記入する。
- ③ 通知先の職名を記入する。
- ④ 所属名及び所属長の氏名を記入し、公印（契印を含む。）を押印する。
- ⑤ 建築主等の氏名を記入する。
- ⑥ 建築確認等申請書が送付された年月日を記入する。
- ⑦ 建築確認等申請の場所を記入する。

別記様式第14号（第22条関係）

契 印	①	第	号
	②	年	月
		日	日

建築基準法第93条第2項の規定に基づく同意できない旨の通知書

③ ○○○○振興局建築主事 様

大雪消防組合

④ ○○消防署長 ⑤

下記の計画は、建築物の防火に関する法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反しないものと認められないので、同意できない旨通知します。

記

1 建築主、設置者又は築造主	⑥
2 申請年月日	⑦
3 建築場所、設置場所又は築造場所	⑧
4 同意できない事由	⑨

- ① 消防同意書類受付整理簿の文書番号及び文書登録番号(受付番号と同じ。)を記入する。
- ② 通知する年月日を記入する。
- ③ 通知先の職名を記入する。
- ④ 所属名及び所属長の氏名を記入し、公印（契印を含む。）を押印する。
- ⑤ 建築主等の氏名を記入する。
- ⑥ 建築確認等申請書が送付された年月日を記入する。
- ⑦ 建築確認等申請の場所を記入する。
- ⑧ 不適合事由（根拠条文を含む。）を記入する。

別記様式第15号（第22条関係）

	第 年	月	号 日		
様 大雪消防組合	印				
消防用設備等設置計画届出通知書					
<p>あなたが計画中の下記の建築物には、消防第17条の規程により下記☑印の消防用設備等が該当しますので、 年 月 日までに当該消防用設備等設置計画届出書を提出して下さい。</p>					
建築物概要	申請地				
	名称				
	用途	工事種別			
該当設備	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備（ <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 特殊消火設備等 （ <input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備 <input type="checkbox"/> 動力消防ポンプ設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> ガス漏れ火災報知設備 <input type="checkbox"/> 漏電火災警報設備 <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> 非常警報器具 <input type="checkbox"/> 非常警報設備 （ ） </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <input type="checkbox"/> 避難器具 ） <input type="checkbox"/> 誘導灯・誘導標識 <input type="checkbox"/> 消防用水 <input type="checkbox"/> 排煙設備 <input type="checkbox"/> 連結散水設備 <input type="checkbox"/> 連結送水管 <input type="checkbox"/> 非常コンセント設備 <input type="checkbox"/> その他 （ ） </td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備（ <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 特殊消火設備等 （ <input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備 <input type="checkbox"/> 動力消防ポンプ設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> ガス漏れ火災報知設備 <input type="checkbox"/> 漏電火災警報設備 <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> 非常警報器具 <input type="checkbox"/> 非常警報設備 （ ）	<input type="checkbox"/> 避難器具 ） <input type="checkbox"/> 誘導灯・誘導標識 <input type="checkbox"/> 消防用水 <input type="checkbox"/> 排煙設備 <input type="checkbox"/> 連結散水設備 <input type="checkbox"/> 連結送水管 <input type="checkbox"/> 非常コンセント設備 <input type="checkbox"/> その他 （ ）
<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備（ <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 特殊消火設備等 （ <input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備 <input type="checkbox"/> 動力消防ポンプ設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> ガス漏れ火災報知設備 <input type="checkbox"/> 漏電火災警報設備 <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> 非常警報器具 <input type="checkbox"/> 非常警報設備 （ ）	<input type="checkbox"/> 避難器具 ） <input type="checkbox"/> 誘導灯・誘導標識 <input type="checkbox"/> 消防用水 <input type="checkbox"/> 排煙設備 <input type="checkbox"/> 連結散水設備 <input type="checkbox"/> 連結送水管 <input type="checkbox"/> 非常コンセント設備 <input type="checkbox"/> その他 （ ）				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第8編 業務（大雪消防組合火災予防規程）

別記様式第16号（第22条関係）

建築同意審査基準表 (1)					凡例	法 — 建築基準法 令 — 建築基準法施行令 条 — 北海道建築基準法施行条例 ○ — 項 () — 号				
区分	規 定		条 項	適	区分	規 定		条 項	適	
防 火 規 程	法22条 地 域	屋根	法22		避 難 規 定 の 附 加 の 他	出 口	客席からの出口の外開き		令118	
		外壁	法23				屋外への出口	歩行距離	令125①	
		木造特殊建築物外壁	法24					劇場等の出口	令125②	
	大規模 建築物	主要構造部	法21				物販店の出口の幅	令125③		
		大木造建築物外壁	法25					屋外への施錠装置	令125の2	
		防火壁	法26				屋上広場	令126①		
	防 火 準防火地域	防火地域	法61					バルコニー等		
		準防火地域	法62				百貨店の屋上広場	令126②		
		屋根	法63				排煙設備	自然排煙	令126の2	
	開口部の防火戸	法64		機械排煙						
	特殊建築物 の構造制限	耐火建築物	法27①			非常用の照明装置		令126の4		
		耐火・準耐火建築物	法27②			進 入 口	構造	令126の6		
	無窓居室	主要構造部		法35の3					代替開口部	
		防 火 区 画	面積 区 画	一般		令112①	避雷設備		法33	
				準耐火		令112②	非常用昇降機		法34	
				準耐火		令112③	敷 地 内 通 路	出口・屋内階段からの通路		令128
			11階以上の部分	令112⑤		大規模木造		令128の2		
	堅穴区画			令112⑨		敷地と道路接道義務		法43		
	異種用途区画			令112⑩		敷 地 と 道 路	敷地の形態		条4	
	防火戸			令112⑬			特殊建築物の敷地		条5	
		令112⑭	大規模建築物の敷地		条6					
界 壁 ・ 隔 壁 等	界壁	令114①		長 屋 建 築 物	出入口と道路		条7			
	防火上主要間仕切壁	令114②			形態及び戸数		条8			
	小屋組隔壁	令114③			内装		条10			
	渡り廊下隔壁	令114④			学校		教室等の出入口	条22		
内装制限	特殊建築物	令129①		共同住宅	主要な出入口		条24			
	車庫・修理工場	令129②		寄宿舎	内装制限		条26			
	地階・地下工作物内	令129③		百貨店	敷地と道路		条27			
	階層・規模	令129④		ホ テ ル 旅 館 下 宿	階段		条37			
	無窓の居室	令129⑤			廊下の幅		条38			
	調理室等	令129⑥			2方向避難		条38の2			
	スプリンクラー・排煙設備	令129⑦		車 庫	構造		条35			
廊 下	幅	令119		修理工場	防火区画		条36			
	階段・踊場の幅	令23		興行場等	避難関係		条39~条49			
	踊場の位置・踏幅	令24		診療所等	外壁		条57			
階 段	直 通 階 段	階段・踊場の手すり	令25							
		歩行距離	令120							
			用途・規模	令121①(1)~(5)						
			階数・規模	令121①(6)						
			重複区間	令121③						
	避 難 ・ 特 避 階 段	屋外階段の構造	令121の2							
		避難・特避設置	令122①							
3階以上の物販店		令122②								
物販店における幅	5階以上の物販店	令122③								
	構造	令123								
		令124								

第8編 業務（大雪消防組合火災予防規程）

別記様式第17号（第22条関係）

建築同意審査基準表（2）			凡例	法 令 規 条 ○		
規定	条項	適用	規定	条項	適用	
（統括）防火管理者	法8・法8の2	該当	漏電火災警報器	令22①	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)	
防災防火対象物	法8の3①	該当〔高層・高層以外〕	消防機関へ通報する火災報知設備	令23①	(1)(2)(3)	
政令危険物	法10①	有〔 〕無	非常警報器具	令23③	該当	
令8条区画	令8	該当	非常警報設備	令24①	該当〔非常警報設備・火報〕	
収容人員	規1の3	従業員 人・算定 人	非常放送設備	令24②	(1)(2)〔火報〕	
無窓階	規5の2	有〔 階〕無	避難器具	令24③	(1)(2)(3)(4)	
消火器具 〔設置個数〕 〔減少〕 〔その他〕	令10①	(1)(2)(3)(4)(5)		令24⑤	該当〔放送・火報〕	
	条35①	(2)(3)(4)(5)(6)	令25①	(1)(2)(3)(4)(5)		
	規6①	〔 能力〕	条38①	(1)(2)		
	規6②	該当	令25②	1個〔 F〕2個〔 F〕		
	規6③	〔 能力〕	規26①	該当		
	規6④	〔 個〕	規26②	該当 消防庁（ ）		
	規6⑤	〔 能力〕	規26③	屋外（ ）特避（ ）		
	規7①	該当	規26④	該当		
	規7②	該当	規26④～⑥	該当		
	規8①②	該当〔設備名 〕	誘導灯〔除外〕	令26①	(1)(2)(3)(4)	
規8③	該当〔設備名 〕	消防用水	規28の2	該当		
規8④	該当	排煙設備	令27①	(1)(2)		
条35③	該当		令24②	該当		
屋内消火栓設備	令11①	(1)(2)(3)(4)(5)(6)	令28①	(1)(2)(3)		
	令11②	2倍 3倍	規29	該当		
	令11④	該当〔設備名 〕	令28の2①	該当		
スプリンクラー設備	令12①	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)	令28の2③	該当〔設備名 〕		
		(9)(10)(11)イ(11)ロ(11)ハ	令29①	(1)(2)(3)(4)		
	令12③	該当〔設備名 〕	非常コンセント	令29の2①	(1)(2)	
水噴霧・泡不活性ガスハロゲン化物粉末消火設備	令13①	13項ロ・発着場・工場等	電気設備等	条3～条10の2	該当	
		自動車修理・通信機械室	ネオン管設備	条11～条13	該当	
		ボイラー室等・駐車場	喫煙等	条14	該当	
		電気室・指定可燃物	少量危険物	条23	該当	
	令13②	該当〔設備名 〕	指定可燃物	条30～条32	該当	
屋外消火栓設備	令19①	耐火・準耐火・その他	劇場等の客席	条33・条34	該当	
	令19②	該当	避難通路の確保	条42	該当	
	令19④	該当〔設備名 〕	避難経路図	条43・条44	該当	
	条36①	該当	要綱等	条49	該当	
動力消防ポンプ設備	令20①	(1)(2)	届出	非常通報装置（緊急・直接・火災）	法9の3	LPG・アセチレン・劇毒物等
	令20②	2倍 3倍 1の建築物		条50の2①	該当	
	令20⑤	該当〔設備名 〕		条51	(1)(2)(3)(3の2)(4)(5)(6)(7)(7の2)(8)(8の2)(9)(10)(11)(12)(13)(14)	
自動火災報知設備	令21①	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)	条53		少量危険物・指定可燃物	
ガス漏れ火災報知設備	令21の2①	(1)(2)(3)(4)(5)				
	規24の2の2	該当				
特記						

別記様式第18号（第22条関係）

建築同意調書

防火対象物											年 月 日	
事業所名											建築種別	耐火・準耐火・その他
所在地	電話											
受付	年 月 日 第 号	同意			年 月 日 第 号							
申請者住所氏名	電話() - 番											
設計者住所氏名	電話() - 番											
工事施工者住所氏名	電話() - 番											
用途地域					防火地域	防火・準防火・指定なし			法第22条			
主要地域					工事種別	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・用途変更						
床面積・ 収容人員	階 別	階	階	階	階	階	階	階	階	階	計	
	申請部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	既存部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	合計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	収容人員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
敷地面積・ 建築面積		申請部分		既存部分		合計				延面積		
	敷地面積					m ²		申請部分		m ²		
	建築面積	m ²		m ²		m ²		既存部分		m ²		
	延べ面積 (敷地内)	m ²		m ²		m ²		合計		m ²		
申請建築 物棟別 概要	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更				無窓階		有()階・無				
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> ブロック造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造				政令危険物						
	屋根	<input type="checkbox"/> トタン板 <input type="checkbox"/> 陸屋根 <input type="checkbox"/> 置屋根				少量危険物						
	外壁	<input type="checkbox"/> ラスモルタル <input type="checkbox"/> ブロック <input type="checkbox"/> サイディング <input type="checkbox"/> 鉄板 <input type="checkbox"/> ALC <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> その他()				指定可燃物						
	軒裏	<input type="checkbox"/> スレート <input type="checkbox"/> 鉄板 <input type="checkbox"/> その他()				LPG・アセチレン						
	階段	<input type="checkbox"/> 直通() <input type="checkbox"/> 屋外避難() <input type="checkbox"/> 特別避難()				電気設備等		<input type="checkbox"/> 変電 <input type="checkbox"/> 発電 <input type="checkbox"/> 蓄電 <input type="checkbox"/> ネオン				
	最高の高さ	m		軒の高さ		m						
	内装倍読	2倍・3倍		高層建築物		該当・否		火気設備等				
該当消防用設備等	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 動力消防ポンプ設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> 漏電火災報知設備 <input type="checkbox"/> 水噴霧・泡・二酸化炭素・ハロゲン・粉末消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備 <input type="checkbox"/> 非常警報器具・設備 <input type="checkbox"/> 避難器具 <input type="checkbox"/> 誘導灯・誘導標識 <input type="checkbox"/> 消防用水 <input type="checkbox"/> 排煙設備 <input type="checkbox"/> 連結散水設備 <input type="checkbox"/> 連結送水管 <input type="checkbox"/> 非常コンセント設備 <input type="checkbox"/> その他()											
調査意見	防火の規定に適合し、支障ありません。				調査員							

別記様式第19号（第22条関係）

消防用設備等適用通知書

	第	年	月	日
住所 _____				
氏名 _____ 様				
大雪消防組合				
(印)				
<p>あなたが計画中の下記概要の建築物は、消防法令により第一欄☑印の消防用設備等を設置し、第二欄☑印の届出・検査を完了しなければ使用できませんので通知します。</p> <p style="text-align: center;">問い合わせ 大雪消防組合 予防係 電話 _____</p>				
建築物の概要	所在地			
	名称			
	工事種別	新築・増築・改築・用途変更 ()	構造	耐火・準耐火・その他
	同意年月日番	第 号	工事完了予定日	
第一欄	<input type="checkbox"/> 消火器（建物用・電気用・火気設備用・危険物施設用〔政令危険物・少量危険物〕・指定可燃物） <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備 <input type="checkbox"/> 泡消火設備 <input type="checkbox"/> 粉末消火設備 <input type="checkbox"/> 不活性ガス消火設備 <input type="checkbox"/> ハロゲン化物消火設備 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備 <input type="checkbox"/> 動力消防ポンプ設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> ガス漏れ火災報知設備 <input type="checkbox"/> 漏電火災警報器 <input type="checkbox"/> 非常警報器具 <input type="checkbox"/> 非常警報設備 () <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> 避難器具 <input type="checkbox"/> 誘導灯・誘導標識 <input type="checkbox"/> 消防用水 <input type="checkbox"/> 排煙装置 <input type="checkbox"/> 連結散水設備 <input type="checkbox"/> 連結送水管 <input type="checkbox"/> 非常コンセント設備 <input type="checkbox"/> その他 ()			
第二欄	<input type="checkbox"/> 防火対象物使用開始届出書 <input type="checkbox"/> 消防用設備等工事着手届出書 <input type="checkbox"/> 工事整備対象設備等着工届出書 <input type="checkbox"/> 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書		届出先 大雪消防組合 _____ 届出先 大雪消防組合 _____ 届出先 大雪消防組合 _____ 届出先 大雪消防組合 _____	
	<input type="checkbox"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備 ヒートポンプ冷暖房機 火花を生ずる設備・放電加工機 </div> 設置(変更)届出書		届出先 大雪消防組合 _____	
その他	<input type="checkbox"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 燃料電池発電設備 発電設備 変電設備 蓄電池設備 </div> 設置(変更)届出書		届出先 大雪消防組合 _____	
	<input type="checkbox"/> ネオン管灯設備設置届出書		届出先 大雪消防組合 _____	
	<input type="checkbox"/> 危険物製造所等設置(変更)許可申請書		届出先 大雪消防組合 _____	
	<input type="checkbox"/> (統括) 防火管理者選任(解任)届出書		届出先 大雪消防組合 _____	
	<input type="checkbox"/> (全体についての) 消防計画作成(変更)届出書		届出先 大雪消防組合 _____	
	<input type="checkbox"/> 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱届出書		届出先 大雪消防組合 _____	
	<input type="checkbox"/> 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書		届出先 大雪消防組合 _____	
	<input type="checkbox"/> 消防用設備等基準適合除外申請書		届出先 大雪消防組合 _____	
<input type="checkbox"/> 次に掲げる物品は、防災性能を有するものを使用すること。 (□カーテン □布製のブラインド □暗幕 □幕 □じゅうたん・カーペット等 □その他)				

別記様式第20号（第24条関係）

仮使用承認等受付簿

受付 番号	受付 年月日	①	申請者住所	申請 部分面積	回答 年月日	回答 番号	申請区分
		②	申請者氏名				
		③	申請建物名称				
		④	申請建物住所				
		①					<input type="checkbox"/> 仮使用 <input type="checkbox"/> 安全計画
		②					
		③					
		④					
		①					<input type="checkbox"/> 仮使用 <input type="checkbox"/> 安全計画
		②					
		③					
		④					
		①					<input type="checkbox"/> 仮使用 <input type="checkbox"/> 安全計画
		②					
		③					
		④					
		①					<input type="checkbox"/> 仮使用 <input type="checkbox"/> 安全計画
		②					
		③					
		④					
		①					<input type="checkbox"/> 仮使用 <input type="checkbox"/> 安全計画
		②					
		③					
		④					
		①					<input type="checkbox"/> 仮使用 <input type="checkbox"/> 安全計画
		②					
		③					
		④					

第8編 業務（大雪消防組合火災予防規程）

別記様式第21号（第25条関係）

消防用設備等（特殊消防用設備等）受付簿

受付番号	受付年月日	①	対象物名	設備名	区分	関連番号	備考
		②	申請者氏名				
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					
		①			□着手・□着工・□設置		
		②					

第8編 業務（大雪消防組合火災予防規程）

別記様式第22号（第25条関係）

	第 年 月 号 年 月 日
様 大雪消防組合 消防用設備等（特殊消防用設備等）是正通知書	印
年 月 日提出のあった建築物の消防用設備等を審査したところ、次の事項が不備なので 年 月 日までに書類を訂正し、再提出して下さい。	
所在地	
名称	
消防用設備等	
不備事項	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第23号（第26条関係）

<p>様</p> <p>大雪消防組合</p> <p>消防用設備等（特殊消防用設備等）改善通知書</p> <p>消防法第17条の3の2の規定に基づき検査した結果、次の事項が法令で定める技術上の基準に適合していないので、速やかに改善し再検査を受けて下さい。</p>	<p>第 年 月 日</p> <p>号</p> <p>日</p> <p>⑩</p>
所在地	
名称	
消防用設備等	
不備事項	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第24号（第27条関係）

消防用設備等基準適用除外申請書

平成 年 月 日						
大雪消防組合 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 申請者 住 所 社 名 氏 名 電 話 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> </div> <p style="margin-top: 20px;">次の防火対象物の消防設備等について、消防法施行令第32条の適用を受けたいので申請します。</p> <p>なお、消防用設備等基準適用除外申請書について、事後変更が生じたときは、速やかに技術上の基準に適合するよう消防用設備等を設置します。</p>						
防 火 対 象 物	名 称					
	所 在 地					
	建築物の概要	構造		階数		延べ面積
設 置 義 務 消 防 用 設 備 等						
適 用 を 受 け た い 消 防 用 設 備 等						
適 用 を 受 け る た め の 理 由 及 び 措 置						
※ 審 査 結 果						
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 ※印の欄は記入しないこと。

第8編 業務（大雪消防組合火災予防規程）

別記様式第27号（第29条関係）

不備欠陥事項改修等（計画）回答書〔 防火対象物
危険物施設

年 月 日

大雪消防組合

様

回答者（権原者） 住 所
氏 名
電 話

⑩

さきに、指摘された事項については、下記のとおり実施 ^{する} _{した} ので回答します。

回 答 区 分	改善の実施計画・改善完了届
防火対象物 危険物施設 の所在地及び名称	
指定された期日までに改善できない理由（具体的に記入すること）	
改善するまでの応急処置 （具体的に記入すること）	
改善の実施計画 （改善事項及び改善に要する期日、工事を要するものについては、施工業者名等を記入すること） 改善完了事項 （改善事項の内容、完了した日時、施工業者名等を記入すること）	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 虚偽の届出をした場合は罰則が適用されることがあります。
 - 3 回答の内容に誠意が認められない場合は、法律に基づく処置がとられることがあります。
 - 4 改善の計画については、説明を求めることがありますので権限を有するものが持参してください。
 - 5 ※印の欄は記入しないで下さい。

第8編 業務（大雪消防組合火災予防規程）

別記様式第28号（第31条関係）

事務連絡 年 月 日	
様	
発見指導者 所 属 氏 名	
⑩	
未 届 事 項 発 見 指 導 通 知 書	
届出等の種別	
場 所	
名 称	
業 態	
責任者氏名	
事案の概要	
指導指示の内容	
処 理 欄	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第29号（第45条関係）

立 入 通 告 書

第 年 月 日 号

様

大雪消防組合

印

防火対象物
危険物施設 の立入検査について（通知）

あなたの管理に係る、下記 防火対象物 危険物施設 について、消防法第4条の規定
に基づき、立入検査を実施しますので、検査時には 防火管理者、又は責
任者が立会下さるよう通知いたします。

記

所 在 地

名 称

検 査 日 時 年 月 日 時 分 ころから

- ※ 1 指定日時に支障がある場合は、その旨を担当者まで連絡願います。
- 2 担当者 消防署予防係（電話 ）

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第30号の2（第51条関係）

公表通知書

平成 年 月 日
第 号

〈住所〉
〈氏名〉 様

大雪消防組合 消防署
署長 ㊟

あなたの所有・管理・占有する防火対象物に関し、平成〇〇年〇〇月〇〇日に立入検査結果通知書により通知した違反（火災予防条例施行規則第10条第2項）のうち、現に違反が認められるものについて火災予防条例第55条の規定により下記のとおり公表します。

記

1 公表する事項

防火対象物	名称	
	所在地	
違反の内容		設備未設置（消防法第17条第1項）
違反の場所		

2 公表の方法

町ホームページへの掲載による。

3 公表予定日

平成 年 月 日

備考

前1の法令違反の内容を是正した場合は、問合せ先へ連絡してください。
公表日前に違反の是正を確認したときは、当該違反事実については公表しません。
既に公表している場合は、当該違反事実の情報を削減します。

問合せ先

町 町 丁目 番号
大雪消防組合 消防署予防係
電話 ()

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第31号（第54条関係）

様 大雪消防組合 違反建築物通知書 このことについて、次のとおり違反建築物があるので所要の措置を講ぜられますよう通知します。 なお、措置事項についてはご回報願います。	第 年 月 日 号 ⑩		
建築主住所氏名			
工事施工番地			
設計者住所氏名			
工事施工者住所氏名			
地域区分	用途地域		防火地域
同意年月日及び番号	年	月	日 第 号
構造・用途及び規模			
違反内容	-----		

備考			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第32号（第55条関係）

少量危険物施設事故報告書

消防署名（ ）

発生場所 及び事業所名			
発生日時	年 月 日（ ）	時	分頃
処理完了日時	年 月 日（ ）	時	分頃
覚知方法 及び覚知日時	（通報者 年 月 日（ ）		時 分頃
事故の概要			
損害 程度	死傷者数 及び被災範囲		
	流出した危険物の 品名及び数量		
	損害見積額		
危険物取扱者の立会		有（ 種第 類危険物取扱者）	無
消防活動状況及び所見			

様式第33号（第56条関係）

公 聴 事 務 処 理 簿

消防署

事 案		処 理 経 過
件 名		受 付 月 日 時 分
要望者職業・氏名	(TEL - 番)	受付区分 1 来 訪 2 文 書 3 電 話 4 そ の 他
内 容		種 別 1 苦 情 2 意 見 3 要 望 4 相 談 5 問 合 せ 6 感 謝
調査結果		調 査 月 日 時 分
		合 議 月 日
		合議先
		決 裁 月 日
回答要旨		回 答 月 日 時 分
		回答区分 1 口 頭 2 文 書 3 電 話 4 そ の 他
他機関への連絡		
処理結果の確認		
受 付 者	係 階級 氏名	㊟
調 査 担 当 者	係 階級 氏名	㊟

(~1750)